

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	循環水系硫酸第一鉄注入装置攪拌機用電動機の点検において、本体表面に腐食及び軸受箱に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	取替予定の送電線計器用変流器（9台）に使用している絶縁油に微量のPCB（ポリ塩化ビフェニル）が検出されたため、法令に則り国へ届け出し、取替の際にはPCB保管庫に保管する。	C	
3	1号機	原子炉圧力容器頭部ベント一次弁及び同二次弁の機器番号表示・ケーブル配線・駆動用空気配管が逆に取り付けられていたことが認められたため、対応検討	C	
4	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置脱湿塔出口露点温度検出器の点検において、信号出力に管理値外れが認められたため、当該温度検出器を修理	D	
5	1号機	原子炉建屋弁グランドリークオフ復水器冷却水ドレン弁及び安全弁の集合ドレン配管よりシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	2号機	計装用空気系除湿装置出口露点温度計に故障を示す警報が発生したため、当該計器を点検・修理	D	
7	3号機	タービン建屋換気空調系高圧復水ポンプ室局所空調機（22）のフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
8	4号機	廃棄物処理系凝縮水移送ポンプ循環弁空気駆動部よりエアリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	4号機	廃棄物処理系凝縮水移送ポンプ循環弁の開閉表示用リミットスイッチの電線管に外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	換気空調常用冷却系冷凍機（A）潤滑油回収配管乾燥器の配管接続部に潤滑油のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	4号機	廃棄物処理建屋操作室制御盤内の端子接続付近のケーブル被覆に劣化が認められたため、当該ケーブルを点検・修理	D	
12	5号機	主タービン・発電機軸受温度記録計に印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
13	5号機	所内ボイラ(A)の給水薬液注入配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
14	6号機	所内ボイラ(A)の主制御装置に低出力領域での動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
15	集中環境施設	洗濯廃液系濃縮洗濯廃液ポンプ(A)の入口圧力が通常の圧力で、圧力低の警報が発生したため、当該圧力警報装置を点検・修理	D	
16	集中環境施設	高圧圧縮機設備保守用クレーンの押しボタンスイッチのカバーに劣化が認められたため、当該カバーを交換	D	
17	集中環境施設	機器ドレン廃液受タンクレベルに指示値不良が認められたため、当該検出器を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで